

発議第1号

ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年3月7日提出

提出者 多可町議会議員 藤原清勝

賛成者 多可町議会議員 足立吉継

決議第1号

ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議

2022年2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻を開始した。この度のロシアの軍事侵攻は、国連憲章の原則に違反する行為であり、断じて容認できない。権力者の暴挙によって、一般市民を含め多くの方の命が奪われる事態は、断じてあってはならないことであり、決して許されるべきものではない。

多可町議会は、ロシアの軍事侵攻やウクライナへの主権侵害を強く非難し抗議するとともに、ロシアは直ちに軍事侵攻を中止し、全部隊を完全に即時撤退させるよう要求する。また、このような暴挙は決して許されるべきではなく、あくまでも対話による解決を求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会とも連携し、世界の恒久平和の実現に向け、あらゆる外交努力によって、ロシアの即時完全撤退に全力を尽くすことを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月 日

多 可 町 議 会